

保護者の皆様へ

岩倉市教育委員会

学校感染症による出席停止について

日頃は、教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。学校感染症について以下のようにお知らせいたします。

1 出席停止の病名と出席停止期間について

児童生徒が学校感染症と診断された時には、学校保健安全法により、校長が出席を停止することができます。出席停止期間は、下表の出席停止の対象となる病名及び出席停止期間が基準となります。

また、受診して病名が分かった時点で、できるだけ早く学校にお知らせいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症	治癒するまで (治癒し、医師が感染のおそれがないと認めるまで)	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後2日を経過するまで	
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	

* その他、以下の感染症も場合によっては、出席停止の対象になる事がありますので、主治医の指示に従っていただくとともに、学校まで早めにお知らせ下さい。

マイコプラズマ感染症	溶連菌感染症	ウィルス性肝炎
手足口病		
流行性嘔吐下痢症	ヘルパンギーナ	伝染性紅斑 等

* 治癒し、感染の恐れがなく、登校が可能であると主治医から診断されましたら、連絡帳又は電話で、学校へご連絡下さい。

各位家长

因学校感染症停止上学的有关事项

感谢大家平时对教育活动的理解和合作。根据平成24年4月1日的学校保健安全法实施规则的修改，出席停止期间的一部分内容有所更改。以下是关于学校感染症的通知。

●需要停课的病名和停课时间

当儿童学生被诊断为学校感染症时，按照学校保健安全法，校长可以决定该学生停课。停课时间以下面表格里记载的病名和停课时间为基准。接受诊断知道病名后，请尽快通知学校。

新型冠状病毒感染症	治愈后，直至医生 断 不会 染。	根据病情如果校医和其他医生没有被感染的可能，不受此限。
流行性感冒	发病后需经过 5 天，退烧后还需经过 2 天（幼儿需经过 3 天）	
百日咳	特有的咳嗽消失为止。或者 5 天服用对症的抗生素至治疗结束。	
麻疹	退烧后需经过 3 天	
腮腺炎	耳下腺，颞下腺或舌下腺发现肿胀后需经过 5 天，并且全身症状转为良好。	
风疹	休息到症状消失	
水痘	所有的疹子全部结痂	
咽结合膜热	主要症状消失后需经过 2 天	
結核	休息到医生诊断为已经没有传染的可能。	
髄膜炎菌性髄膜炎		

* 其他

下面的感染症也有停课的可能，请听从医生的指示并尽快通知学校。

溶连菌感染症，病毒性肝炎，手足口病，传染性红斑，疱疹性咽峡炎，支原体感染症 流行性呕吐痢疾 等

* 如果主治医师诊断为已治愈，没有感染的可能，可以上学的话，请通过联络账或电话 和学校联系。